

医政地発0216第1号
平成30年2月16日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

救命救急センターの新しい充実段階評価について

救命救急センターの充実段階評価については、充実度を評価することにより、個々の救命救急センターの機能の強化、質の向上を促し、もって全国の救急医療体制の強化を図る目的で、「救命救急センターの新しい充実段階評価について」（平成21年3月31日付け医政指発第0331001号厚生労働省医政局指導課長通知。以下「旧通知」という。）において、評価項目等を示した上で、毎年実施しているところである。今般、「救急医療体制等のあり方に関する検討会」、「医療計画の見直し等に関する検討会」における議論を踏まえ、下記のとおり新しい評価方法を取りまとめたので、その内容について御了知いただくとともに、管下の関係機関に周知をお願いする。

救命救急センターの充実には、当該救命救急センターを設置する病院及び地域の全面的な支援が不可欠であることから、各都道府県におかれては、新しい充実段階評価を参考に、管下の救命救急センターを設置する病院に対して、救命救急センターの機能の強化・質の向上について一層の取組を促すとともに、各病院への格段の支援をお願いする。

なお、旧通知については、平成30年3月31日をもって廃止する。

記

1 評価項目及び配点基準

充実段階評価の見直しにおいては、ストラクチャーを中心とした評価体系から、プロセスも含めた評価体系へ見直しを行い、地域の関係機関との連携の観点からの評価を追加した。

新しい充実段階評価の評価項目及び配点基準は別添1のとおりであり、評価項目の定義等については別添2のとおりである。年間重篤患者

数を記載する別表は、これまでどおり充実段階評価の提出と併せて提出をお願いします。

なお、評価項目には、病院の管理者が担当する評価項目と救命救急センター長が担当する評価項目があるが、最終的には全ての評価項目に関する評価結果について、病院の管理者が確認するよう留意されたい。

2 評価区分

新しい充実段階評価においては、新たにS評価を創設し、S評価、A評価、B評価、C評価の4段階の評価とする。これまでの「是正を要する項目」に加え、S評価には「評価点」を用いた評価を行う。

「是正を要する項目」及び「評価点」のいずれについても改善に向けた不断の取組を求めるため、評価区分については、別添3のとおり今後段階的に評価基準を引き上げることとする。

3 新しい充実段階評価の開始時期

新しい充実段階評価については、平成30年の評価より行う。

平成30年実績（平成30年1月から平成30年12月までの実績）に基づき実施する平成30年の充実段階評価は、平成30年秋頃に調査を依頼し、平成30年度末に結果公表予定である。従来の調査と異なり、各年度の実績ではなく各年の実績に基づき記載することに留意されたい。

4 評価結果の都道府県による確認

新しい充実段階評価の実施に当たっては、各都道府県において、医療法（昭和23年法律205号）第72条の規定に基づく医療審議会を活用するなどして、各病院の評価結果が実態に即しているかどうか、これまで以上に十分に確認するようお願いする。